

WEEKLY NEWS 2015 週報 通算 2149回 《7号》

第2640地区

和歌山東南 ロータリークラブ

<http://www3.cypress.ne.jp/tonan-rotary.html>



世界へのプレゼントになろう

会長 平 平治、幹事 松浦 薫
会報委員長 郷間博敏

例会日：水曜日 例会場：ルミール華月殿
第1・第2：18:30～(夜)
第3・第4・第5：12:30～(昼)
事務局 E-Mail
a-rotary@coral.cypress.ne.jp

本日の例会
9月2日(水)
18:30～華月殿

- ・開会点鐘 平会長
- ・ロータリー：君が代、われ等和歌山東南ロータリー、パーステイニング
- ・出席報告(例会委員会)
- ・ニコニコ箱(寄付金)報告
- ・会長挨拶
- ・幹事報告
- ・委員会報告
- ・行事 会員卓話「スマイルと10年若返る方法」有本隆行会員
- ・閉会点鐘 平会長

先週例会報告 会場監督 楠見珠緒

ゲスト・ビジターはございません。

会長挨拶

平 平治会長

小・中学生の全国統一学力テストの結果、和歌山県の成績は小学校の算数Aを除いて、全国平均を下回っていましたが、しかし前回の成績と比較するとその差は縮んでいるとの事です。スマートフォン等を行うテレビゲームをする児童・生徒が多く、1日2時間以上やっている者が50%以上あり、中学生では家で復習をやっていない者が40%以上の数になるという事です。教育評論家の尾木先生によれば、スマートフォンを2時間以上使用する生徒は必ず成績が下がるとおっしゃっていました。学力アップの為に県教育関係者の努力を期待したいと思います。



幹事報告

松浦 薫幹事

- ①更生保護サポートセンター和歌山より「サポセン和歌山17号」をお送り頂きましたので、テーブルに一部ずつ置いておきます。お目通しください。
- ②和歌山東 RC 古谷会員のご母堂がご逝去されました。クラブより弔電をお送りしています。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。
- ③ロータリーレート 9月は1\$=124円です。
- ④「とらふす祭り」が虎伏学園で8月29日(土)に開催の案内が届いています。平会長、中曾青少年奉仕委員長の2名で出席いただきます。
- ⑤辻直前ガバナー事務所より「My Rotary Moment」の冊子が届いていますので、皆様のラックに入れさせて頂いておきます。地区大会にご参加いただきました皆様は当日配布されておきますので入れておきません。



ニコニコ箱

塩崎 和仁 会計

平君・辻本先生、本日卓話よろしくお願ひします。
塩崎君・先週、北海道に行ってきました。もう涼しかったです。

米山記念奨学

津田君・おかげ様で毎日元気です。

45周年記念BOX

辻本君・本日つたない卓話をさせていただきます。
山口君・和歌山県民歌に挑戦ー。
土屋君・辻本先生 卓話楽しみです。



	ニコニコ	米山記念 奨学会	ロータリー財団	東南育英会	45周年記念 BOX
累計	529,000	19,000	5,000	0	236,000

出席報告	出席者	出席率
会員総数	47名	8/26 38名 80.85%
出席免除会員	3名	8/5 38名 86.36%

《 委員会報告 》 社会奉仕委員長 市川正夫



創立45周年記念の事業に合わせて和歌山電鐵貴志川線駅ホームにベンチを寄贈する件。

「贈呈式」 日時：平成27年9月7日（月） 11時より

場所：和歌山電鐵貴志川線 貴志駅

当日のセレモニー開催につきましては、和歌山電鐵（株）の広報を通じて報道各社宛に当クラブの趣旨と事業の内容を通知して頂ける事になっております。贈呈式に引き続き、貴志駅はじめ計画する駅に順次ベンチを設置していく予定ですので会員皆様のご参加、ご協力をお願いいたします。

尚、貴志駅へのアクセスは、できる限り貴志川線の電車をご利用頂きますよう合わせてお願い申し上げます。

○ソング委員会 委員長 山口幸也

先日、和歌山国体に参加「チーム和歌山」の一員として題して和歌山県アイスホッケー連盟 理事長 津田様から卓話いただきました。国体開催中は「和歌山県民歌」を聞く機会が多くなります。皆さんにもこの機会に「和歌山県民歌」に馴染まれてはとのお話をされました。

ソング委員会として挑戦したいと思っておりますのでご唱和ください。何回かは歌いたいと思っておりますので、歌詞等はラックに保管ください。



会員卓話「集団的自衛権について」 辻本 圭三会員



1 集団的自衛権とは

- ① 集団的自衛権とは、密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を以って阻止できるとする権利をいう。
- ② 国連憲章51条は「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と規定し、全ての国連加盟国に集団的自衛の権利があると認めている。

2 個別的自衛権とは

個別的自衛権とは、国家が外国から急迫不正の侵略を受けた場合、その生存と安全を維持するためにやむを得ず実力を行使してその侵略を排除する権利をいう。この権利は、主権国家であれば、当然に認められる権利である。

3 今、なぜ、集団的自衛権が問題になっているか

(1) 東南アジアの現状

中国の脅威や北朝鮮の脅威が問題となっている。

- (2) それらに対する抑止力として、日米安全保障条約が存在することで外国は迂闊に手を出せない側面があるものの、現状では日本の存立が守れないことを危惧し、集団的自衛権を法的に明確にする必要がある（安全保障関連法案）。

(3) 集団的自衛権を認めることは憲法に違反しないか

- ① 政府は、憲法上、集団的自衛権は是認できるとする。

最高裁判決も集団的自衛権を肯定しているところである。

- ② それに対して、⑦集団的自衛権の行使は許されないとした従来の政府見解と矛盾する、①解釈の変更は法的な安定性をゆるがす、⑦自衛隊の後方支援活動は外国軍隊の武力行使との一体化につながる、などを理由に憲法違反であるから許されないとする。